

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分等の状況について

被 処 分 者	認 定 証 番 号	静岡県公安委員会 第 490764 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	大塚 晴弘（代行スパーク）
	主たる営業所が所在する市区町村	掛川市
処 分 年 月 日		令和 7 年 9 月 1 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		法第 12 条及び法第 20 条第 2 項に違反し、損害賠償措置を講じず、運転代行業務従事者名簿に記載のない人物に代行運転役務を提供させていたため また、同じく法第 20 条第 2 項に違反し、代行運転役務の提供に関する帳簿の記載に不備があったため
根 拠 法 令		法第 12 条、第 20 条第 2 項、第 22 条第 2 項
処 分 を 行 っ た 都 道 府 県		静岡県